

答 申

第1 審査会の結論

実施機関の決定は妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 行政文書の開示請求

異議申立人は、平成19年3月20日、奈良県情報公開条例（平成13年3月奈良県条例第38号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、奈良県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「平成18年度（平成18年4月1日から平成19年3月19日）における の市内・市外旅行命令簿及び復命書」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成19年4月3日、実施機関は、本件開示請求に対応する行政文書として、「（1）開示する行政文書」のとおり特定した上で、次の「（2）開示しないことと決定した部分」を除いて開示する旨の行政文書の一部開示決定（以下「本件決定」という。）を行い、次の「（3）開示しない理由」を付して、異議申立人に通知した。

（1） 開示する行政文書（以下「本件行政文書」という。）

平成18年4月1日から平成19年3月19日までの間の に係る
ア 旅行伺兼旅行命令簿
イ 復命書

（2） 開示しないことと決定した部分（以下「本件不開示情報」という。）

ア 旅行の出発地及び行き先のうち、個人の自宅住所
イ 証人の氏名
ウ 復命書中の出席者のうち、公務員及び議員以外の職及び氏名

（3） 開示しない理由

条例第7条第2号に該当
個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため

3 異議申立て

異議申立人は、平成19年5月7日、本件決定を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対し、平成18年6月12日付けの復命書について開示した復命書以外の文書及び平成18年10月30日付けの復命書中の出席者のうち大阪府OBの氏名の開示を求める異議申立てを行った。

4 諮問

平成19年5月21日、実施機関は、条例第19条の規定に基づき、奈良県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該異議申立てに係る諮問を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

平成18年6月12日付け青森市（平成18年6月7日～9日）の復命書については、資料のみの添付である。中身の復命の開示を求める。また、出席者のうち大阪府OBは消されている。その開示も求める。

2 異議申立ての理由

大金を使って青森市まで出張しているが、大会資料のみで本来の復命書がない。河川課の職員2名が出張しているのに復命書がない。公費での出張と認識しているのか。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、理由説明書等において説明している本件決定の理由は、概ね次のとおりである。

1 本件行政文書について

本件行政文書のうち、平成18年6月12日付けの復命書は、平成18年度全国治水大会に係るものであるが、当該大会は、全国治水期成同盟会連合会が中心となり、全国の治水事業の整備促進を目的とする予算獲得決議及び治水事業担当職員研修を目的として、毎年、開催されている全国大会である。奈良県からも関係市町村議員・職員が参加していることから、
が誘導及び連絡調整を行うために実施機関の職員として参加したものである。

また、平成18年10月30日付けの復命書は、平成18年度近畿地方治水大会に係るものであるが、当該大会は、前述の全国治水大会と同様、治水対策事業の整備促

進等を図り、安全・安心かつ豊かで活力ある近畿づくりを目的とする予算獲得要望が決議される近畿ブロックの大会である。

なお、職員が旅行（出張）を命ぜられた場合は、奈良県職員服務規程（昭和36年3月奈良県訓令甲第2号）第11条第1項に、「職員に公務のため旅行を命ずる場合は、旅行命令簿によってしなければならない。」とあり、同条第3項により「旅行を命ぜられた職員は当該旅行から帰庁したときは、帰庁した日から5日以内に復命書（第11号様式）を提出しなければならない。ただし、緊急の場合又は用務が軽易な事項である場合は、口頭で復命することができる。」とある。

2 文書の不存在について

平成18年6月12日付けの復命書について、異議申立人は、「資料のみの添付である。中身の復命の開示を求める。」と述べているが、当該復命の概要は、添付されている大会資料がすべてであり、それ以外の文書は存在しない。

3 条例第7条第2号該当性について

平成18年10月30日付けの復命書中の大阪府OBの氏名については、「個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの」に該当する。

また、大阪府を退職したOBは公務員ではないため、当該OBの氏名が「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」「ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれにも該当しない情報であるため、条例第7条第2号に規定する不開示情報に該当する。

第5 審査会の判断理由

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

条例は、その第1条にあるように、県政に対する県民の理解と信頼を深め、県民の県政への参加を促進し、もって県民の知る権利への理解を深めつつ、県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、公正で開かれた県民本位の県政を一層推進することを目的として制定されたものであり、その解釈・運用に当たっては、県民の行政文書開示請求権を十分尊重する見地から行わなければならない。

しかし、この行政文書開示請求権も絶対的で無制限な権利ではなく、個人、法人等の権利利益や、公共安全、公共の利益等も適切に保護すべき必要があり、開示しないことに合理的な理由がある情報を不開示情報として、第7条に規定している。これらの条例上不開示とされている情報については、条文の趣旨に添って客観的に判断す

(2) 条例第7条第2号ただし書について

本号ただし書は、本号本文に該当する情報であっても、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、本号の不開示情報から除外することとしている。

大阪府OBは、本号ただし書ウに規定する「公務員等」ではないため、本号ただし書ウに掲げる情報に該当しない。また、本号ただし書ア及びイに掲げる情報に該当しないことは明らかである。

(3) まとめ

したがって、平成18年10月30日付けの復命書中の出席者のうち、大阪府OBの氏名は、条例第7条第2号の不開示情報に該当すると判断する。

4 結論

以上の事実及び理由により、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の審査経過

当審査会の審査経過は、別紙のとおりである。

審査会の審査経過

年 月 日	審 査 経 過
平成19年 5月21日	・ 実施機関から諮問を受けた。
平成19年 6月28日	・ 実施機関から理由説明書の提出を受けた。
平成19年12月 5日 (第121回審査会)	・ 実施機関から不開示理由等を聴取した。 ・ 事案の審議を行った。
平成20年 1月18日 (第122回審査会)	・ 答申案のとりまとめを行った。
平成20年 2月29日	・ 実施機関に対して答申を行った。

(参 考)

本 件 答 申 に 関 与 し た 委 員

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名	備 考
いけだ としお 池田 敏雄	関西大学教授（行政法）	会 長
いしぐるよしひこ 石黒 良彦	弁 護 士	
おんだ まさこ 音田 昌子	大阪府立文化情報センター所長	
ちはら みえこ 千原美重子	奈良大学教授（臨床心理学）	
わたなべ まさる 渡辺 賢	大阪市立大学教授（憲法）	会 長 代 理